

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第2回寒川町地域自立支援協議会		
日 時	平成24年9月24日（月）13:00～15:00	開催形態	公開
場 所	寒川町役場 東分庁舎2階 第2会議室		
出席者	・ 委員：大西会長、小田副会長、福本委員、江島委員、伊藤（久）委員、長田委員、瀧本委員、小川原委員、石澤委員（途中退席）、小澤委員、牧野委員、梅澤委員、中村委員、伊藤（靖）委員、山田委員 ・ 事務局：【町】木内健康福祉部長、小島福祉課長、中島主事、岡野主事 【生活相談室すまいる】安田、矢澤、野口		
議 題	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 障害者虐待防止法について 4. 議題 （1）地域の課題について （2）地域支援の事例検討 5. その他		
決定事項			

議 事	1. 開会 寒川町役場福祉課長より開会の挨拶。 2. 会長挨拶 (事務局より議事録の承認委員の説明。) 協議会の議事録は名簿順で委員2名を選出し、議事録の内容に対し承認して頂いている。次回の承認委員は名簿順で伊藤(久)委員、長田委員になるのでご協力をお願いしたい。前回このことについて、説明できなかったもので、今回させて頂いた。 3. 障害者虐待防止法について(寒川町について) 事務局:資料1は、寒川町で作成した一般向けのチラシで、配布を予定している。お配りしているものにはルビ(平仮名)はふっていないが、ルビありのものも用意している。配布時には2種類用意する。 内容については、平成24年10月1日より施行される法律、障害者虐待防止法、正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者に対する虐待の防止、予防、早期発見について)についてまとめた。 法律が施行されることにより、虐待を発見した場合、通報、届出の窓口を市町村で行うことになっている。市町村で事実確認や場合によっては立ち入り調査も行う。また、障害者や養護者の支援も考えながら対応していくようになっている。 障害者の範囲は、基本的には手帳も持っている方、そのほか発達障害や手帳を取得していない場合も、障害者虐待防止法の対象者には含まれている。場合によっては18歳未満の場合でも対応することがある。 障害者虐待の種類は3つ挙げられている。 ① 養護者による虐待 ② 障害者福祉施設従事者等による虐待 ③ 使用者による虐待 市町村で主に関わってくるのは、①にあたるが、②、③に関しても事実確認等は市町村で行う。その後、神奈川県に通知、報告して対応していくことになる。資料1には、虐待の種類や具体例などを載せた。また、それぞれの虐待に関するサインも簡単に記載した。虐待は障害者及び虐待者の自覚は問わない旨も記載した。通報届出の窓口は寒川
-----	---

	町になる。 流れについてフローチャートを載せた。障害福祉施設職員や職場における使用者による虐待の場合、神奈川県に報告、通知をすることになっている。最後に皆様へのお願いと言うことで、法律の第5条にも書かれているが、障害者虐待の施策に努めなければならない。国民の責務となっている。 障害者虐待の防止、養護者に対する支援のための施策に協力することに努めなければならないとなっている。障害者虐待の未然防止や、早期発見にご協力頂きたい。 また、市町村職員には守秘義務があるため、通報、届出があった場合に通報者が誰なのかなどの情報が漏れないよう対応していく。協力をお願いしたい。 通報の届け先は、平日、日中は寒川町福祉課が対応し、夜間、休日は委託をする方向で進めている。
	4. 議題 (1) 地域の課題について 会 長：地域の課題について資料2を参照。各委員からそれぞれの感じている課題についてまとめたものである。重なっている課題もありどの事柄について話し合うか、ご意見頂けたらと思います。 委 員：災害時においての要援護者の洗い出しを行ったが、本人や家族から情報が出てこない。全体的に把握ができない。民生委員からも情報はもらえない。昨年の地震の時も、民生委員は確認に駆けずり回っていたが、自治会はよくわからないので確認のしようがない。 会 長：緊急の場合も自治会と民生委員の協力はないのか。 委 員：個人情報保護法の関係で情報はもらえない。 委 員：民生委員も地域にどのような人がいるのか全く分からない。どうしたらいいのかという課題は上がっている。町に問い合わせても、教えられないと言われる。自分たちで足で動いて見ているが、障害者の方に関しては出てこない。特に精神障がいの方は家族で隠すこともあり、つかみきれない。 寒川町の防災訓練で、民生委員も担当地区を回ったが、その時初めて知るケースもあった。 委 員：本人と直接話ができない。どういう支援が受けられるかわからないという事で拒否されている。直接話せば、要援護者の登録をし

	でも良いと言われるが、第3者が入ってしまうと拒否されてしまう。自治会として各地域において、評議員さんと班長さんとうまくいっていても、ご本人が支援を受けたいと思ってもらえないと支援できない。どうしたら良いか困っている状態。特に精神障がいの方などは、名前を知られたくない人もいる。家にいることが多く、地域との連絡がうまくいっていない。隣近所とは上手くできて、それよりも広がってしまうと難しい。町から障害者の洗い出しを頼まれても、そこがネックで難しい。周りに聞くと、あの地域に障がいを持っていることが分かっている、自治会がその方の家に直接は行くことはできない。
委	員：評議員をやって、40軒回った。支援が必要な方は登録しないと助けに行けないと話して、登録してもらった。実際に何かあった時は、自治会や民生委員では間に合わない。何かあったら隣近所に助けてもらうことになると思う。
委	員：評議員や班長が把握していても、評議員や班長の中にも、支援が必要な方に登録カードを書いてもらう説得ができない人もいる。どうしても知られたくないという人もいる。そういう人は、近所で把握だけはしておいて欲しいと思う。 班長単位ではある程度は、どこに高齢者がいる、障がいを持った人がいるということ把握している。しかし、用紙に記載してもらうとなると、強制ではないので、拒否されてしまう。どこまで（町や民生委員が）情報を出すべきか検討するべきだと思う。 自主防災は立ち上がっているが、救助しようと思っても、名簿がないので、対象者がわからない。班長は知っているが、それを自主防災に障がいのある方の名前は出せない。
委	員：要援護者登録をしたいと、民生委員さんに連絡した。登録しますで終わって、会いに来てくれなかった。
委	員：民生委員さんに言っても自治会まで情報が来ない。要援護者登録の要請は自治会で情報を回覧している。評議員さんに書類をもらって下さいと連絡があれば自治会に連絡が来て、用紙を渡すことになっているが、なかなか連絡がない。去年はかなり上がってきた。今年は2年目で年に3～4人程度。前の人は継続で、そこに新規を足していく。実際には3～4倍程度いる。登録できないのでリストには載らない。登録すると、そのリストは会長と副会長しか見ない。全体では名前だけで、どういう内容かは載らないようにしている。

	委員：自治会によって、きめ細かい地域と進んでいない地域とある。2年前に名簿が回り、評議委員が一軒一軒配って歩いた。今年は回ってこない。自治会によって温度差がある。自治会の役員は毎年変わる。その年の役員の意欲によって大分差がある。 委員：親の立場として、障がいのある息子の要援護者登録をすぐにした。自治会では地域性があるという話が出ていたが、うちの地域は、丁寧にやって下さった。防災の時には要援護者として、家まで消防団が迎えに来てくれた。民生委員さんが息子連れて行って、家族は後からついて行ったということをやった。しかし、要援護者登録について、ご本人や親御さんだけだと書けなかったり、ご家族が居ても内容がわからない家族もいる。登録した後、私たちもフローチャートがわからない。 最終的には近所の方が手助けしてくれるのだろうと思うが、そのあと落ち着いたらどこに行けばいいのか、どこに行ったら支援してもらえるのか、そういうことが分かってきたら安心して使える。どういう対応がされるのか分からない中、要援護者として登録してくれと言われても不安がある。町としてどうしていくのか、地域でも違うがそれをまとめていくのがこの会議だと思う。登録方法も多種多様で、受け入れ方も多種多様。そこを整理できると良い。ご本人が一人で住んでいたら、回覧板が回ってきてもわからないことがある。下手に書くと次に何かあるのではと思いきや書けないのではないか。まずは登録のあった方に着実に対応するのが良いのではないかと。まとまってくれば外から固まってしまうのではないかと。手をつなぐ育成会でも必要ということはある。声掛けはしていく。ご本人、ご家族の意向もあるので無理強いはいできないが声掛けはできる。 委員：評議員の方の意識の違いでも変わってくる。避難所の運営は自治会が行う。自治会に入っていない人もいるが、排除するわけにはいかない。支援はするが、最優先は自治会員になる。 委員：実際、うちも40軒くらいで、そのうち4、5人は要援護者がいる。障がいがあり、自力で外に出られない。 ある家族は支援の必要な息子がいるが、日中は家族が働いていて夜しかいない家庭もある。そういう人は誰が見るのか。担当を決めないといざと言う時に協力できない。うちの40軒は、誰が誰を担当するか決めてある。元気な若い人でも、子どもの多い家には頼めない。子どもを引っ張って行ってよその家に助けに行つて
--	--

	とは言えない。だから細かく決めてある。そうしないと実際に何かあった時に助けられない。対応が難しくなったら他の人を探すので言って欲しいと伝えている。災害がいつ来ても対応できるようにしないといけない。たくさん登録されても、全ての方を助けに行けないと思う。評議委員が隣近所に頼む必要があると思う。 委員：障がいに対するマイナスイメージがあるので、ボーダーラインの方だとご家族もご本人も受け入れられないということもある。ご近所からみると障害者でも、ご家族から見ると違うという考え方もある。マイナスのイメージがある為、隠しておきたいという人もいる。支援が必要な家庭という把握はしておいて欲しい。システムが広がって、使ってみたいと思うまでは、把握に留めておいて欲しい。申し込みがないからと言って、切ってしまうのは危険なので、噂の情報だけは役員が変わる時に引き継いでいってもらいたい。 委員：名前は出さなくても、登録するしないは別として、どんな人がいるかは把握しておいて欲しいとお願いしている。ある程度は把握している。障がいを持っている本人から連絡、了承がないと要援護者登録は書けない。うちの自主防災も実際立ち上がったのは今年だが、長年やっているところもあり、自治会によってはバラバラでなかなか難しい。今年から避難所運営委員会も立ち上がったが、避難所運営委員会も立ち上がらないところもある。皆さんの協力がないとどうしようもない。障害者の方から、自治会にもっと要望を挙げて欲しい。 事務局：H22年度から自治会と民生委員が協力して始まった取り組みが災害時の要援護者の把握というものであるが、委員からの説明にもあるように自治会で取り組み状況は違う。基本は、障害の手帳を持っている人が全員手を上げなくてはいけないという事ではない。一人で避難できない方に対して、自治会で把握、支援を心掛けてほしいというものである。 障がいがあっても、家族で避難できる方は登録しない方もいる。しかし、地域にこういう人がいるという事を、民生委員等で把握を心掛け、声掛けをして頂いて、本人が納得した時に登録して頂く形にはなると思う。 実際に災害が起こった時には、隣近所で支援をしてもらわないと避難所に行く等は難しいだろう。日頃から、地域での仕組み作りがとても重要で、どういうやり方が良いか皆様で考えて頂いて、
--	--

	いざとなった時の支援体制を作って頂ければと思っている。
会 長	：課題に戻るが、資料2でそれぞれの委員からあげて頂いた課題の中で、重複する課題として、障がいに対する理解と災害対策がある。共通する課題から取り組んでいけると良いと思うが、どうか。
委 員	：障がいに対する理解を課題に挙げている団体が多い。12月の障害者週間に展示即売会を町役場の方から声をかけて頂いて開催予定。特定の期間、場所だけではなく、年間を通して地域の方がよく利用する場所で、広報できるように、定期的にやって頂けると良いのではないかと思います。
委 員	：資料2を見ると、当事者と支援者側で出ている課題の部分で、やはり特性が出ている。両者の特性の真ん中が理解とか支援方法になってくと思う。でも当事者が困難と感じている所をどうしていくのかという視点も、大事な課題だと思う。
会 長	：障害者に対する理解だが、理解してもらうためにはこちらから発信することも必要。困ったことがあっても、以前は1人で解決しようと少し無理もしていた。迷惑もかけたくなかった。手伝ってとこちらから言うのは勇気がいるが、周りに手伝ってもらってできることもあった。手伝って欲しいと言うとやってくれる人もいる。障がいのことをわかってほしいと思うこともあったが、理解してもらうためには自分から困っている現状を発信することも必要だと思った。災害時用に障がいのある方がいるということを示す、玄関にはるようなラベルのようなものはあるのか。
事 務 局	：障がいのある方のものはないが、病気があって、緊急時支援が必要な場合は、冷蔵庫に必要な情報をしまっておき、玄関の内側にラベルをはるという仕組みはある。
委 員	：そういう方の情報は消防署にもいく。
事 務 局	：消防署は玄関の内側にラベルがあれば、冷蔵庫に情報を見に行く体制になっている。
委 員	：聞こえない側が昔と比べ変わってきたことは、町を歩いていて道を聞かれるなど、突然声を掛けられた時に、自分から私は耳が聞こえませんと言えるようになってきた。私たち聴覚障害者は見た目ではわからない。 聞こえないがしゃべれる人もいる。しかし、しゃべれると聞こえると勘違いされてしまうので、どんどん話されてしまう。

	生まれつき聞こえない方と、成長過程で聞こえなくなった方、違いは残存聴力だが、聞こえた時の力が残っているかどうかでも変わってくる。 障がいの理解を課題としたのはこういう点について理解してほしいと思ったからである。
会	長：聴覚障がいのマークなどはないのか。
委	員：マークはあるが、そのマークは障がいの重い、軽いに関わらない。個々によって障がいの度合いが違う。
委	員：20年前と違う。今はヘルパーさんの認識も広がってきた。社会に出る機会も多くなったが、一方で誤解も受ける。私たちは知的障害の親の会だが、ダウン症や自閉症など色々な障がいの方がいる。親同士で話し合うことが多いが、実際に子ども連れで来て初めて本人の障がいについて理解できることも多い。年に何回か子どもを連れて、その子の障がいについて、親同士では共有している。それをまた社会に出していくことがなかなか難しい。
	日本は親が療育するという考えがまだ多い。小さい時から地域に溶け込みながら、成長の過程でおこるアクシデントの度に本人の障がいに関して説明をしてきたが、全ての親がそういうことをできるわけではない。 障がいすべてを理解してもらうのは難しい。細かい違いも個々にある。 しかし、大まかに知ってもらうことが大切だと思う。 長く関わってもらいながら、少しでも本人のことをわかってもらえたら良いと思っている。障がいがある人だけでなく、皆誰しも理解、支援が必要な人だという理解をして頂けるとありがたい。
委	員：自治会としても、親の会合等と呼んでももらえれば、ある程度状況を知ることできると思った。自治会に声をかけて頂いて、親の集まりに出させて頂ければと思う。民生委員も同じだと思う。
委	員：民生委員をやる前は普通のおじさんやおばさんがほとんどで、どう対応しているのか分からない。何年かやっていくうちに実際に関わって、身を持って覚えていく。
	私も最初は、目の不自由な方、体の不自由な方にどう対応しているのか分からなかった。何かしてあげたいという気持ちはあってもどうしているのか分からなかった。自分のすることが余計なことではないかと勘繰ってしまい引いてしまった。何年か付き合っ て、やっと抵抗なくできるようになってきた。障がいを知るには

	実際にお付き合いするのが一番だと思う。机の上の勉強だけではわからない。
委 員	：障害者ということは簡単だが、実際になった人の気持ちを本当に理解するには同じ障がいにならないと分からない。自分も今病気で、今まで1時間でできていたことを2、3時間かけてやっている。自分が倒れて初めて、障がいを負っていた娘の気持ちがわかった。娘に、今まで心の奥の気持ちがわからなくて、ひどいことを言ったと謝った。 娘がそれを聞いて、やっとわかってくれたのねと言った。それから本当の意味での二人三脚が始まった。私の地域でも障害者かなと思う人はいる。私は性格上、遠慮なく声を掛けるようにしている。しかし、隠したがる親もいる。発達障がいの方の親から相談を受けたが、アドバイスをしたところ、話して良かったで終わり、その後の解決策までは進まなかった。 9月22日に高次脳機能障害の講演をしたが、定員120名のところ150名の参加があった。それだけみんなが悩みを持っている。それぞれの立場もあるが、発信していくことが大事だと感じる。
委 員	：自治会としては、障がいのある方をできるだけ把握したいと思っている。いざ何かあった時に行動ができない。役員、会長は、立场上指示する必要がある。どんな方がいるか、名前がわからなければ、助けることも難しい。
委 員	：新聞の調査では、障害者への差別があるというのは9割と言われている。障害者への不満も増加していると書かれていた。障害者への理解が進んだことがかえって差別や偏見の存在を意識させることになったと分析している。健常者が障害者に対する知識や見聞、内面を向上させていかなければいけないと思った。
委 員	：やはり、自治会や民生委員と障害者の親が交流を持つ必要があると思う。
事 務 局	：地域でのつながりが薄れているところがある。災害があった時にはそういったものが大事になってくる。お互いの理解をするための交流を持って頂ければと思う。
委 員	：皆さんで交流して話し合うことが大事だと思う。
委 員	：自治会でも障がいをお持ちのご家族と交流を持ってほしいと提言したい。
事 務 局	：自治会として避難所の運営などもある。皆さんの意見も聞きながら、やって頂きたいと思っている。

会 委	長：自治会で行っている催し物は、車いすの方でも参加できるのか。 員：参加できる。一之宮東自治会は10月14日に南小学校で避難訓練をやる。車いすの方の誘導訓練もやる。障害者の方の参加はなく健常者が車いすに乗って誘導訓練を行ったり、一般の参加者にも集まってもらう。名簿を作りそれを持って実際訓練をする。そのあと交流の場を持つように考えている。そういう場に出てもいいという障がいのある方がいたら、出て欲しいが難しいと思う。 いざという時の為にあらゆる訓練をしていきたい。
会	長：南小学校の周りの歩道は整備されているのか。車いすではまずそのことが気になる。訓練でそういったことも気が付いてもらえるといい。災害時では整備された道路を車いすで走るわけではない。
委	員：車いすでは歩道は走れない。整備されていないから車道を走ることになる。
委	員：養護学校がそばにあるので、養護学校に見学に行くのはどうか。私たちは、自閉症の障がいを寸劇仕立てでやっていることもある。呼んで頂ければできる。公民館に啓発ポスターを貼ってもらえると分かり易い。障がいの特性を図にしたものを貼ってもらえると良い。
委	員：親の会等から声をかけて頂ければ、積極的に出ていきたい。
委	員：親の立場で話すと、ある時期が来ると子離れしていく。しかし知的障がいがある場合、言いたいことも言えなかったり、わからなかったりする。そういう時には親が出てしまう。本人の意向を間違えて伝えてしまうことも時々はあるが、当事者の中にはそういう状況もあって、本人の代弁者として親が表に立ってしまうこともあるということを理解して頂きたい。
副 会 長	：地域に出向いて交流を持つことで、顔の見える関係作りができ、支援の幅が広がる。湘南東部圏域の自立支援協議会に出た時、障害者福祉団体で災害が起きた時にどういう点で困るか、障害別に小さなパンフレットを作っている。それが良いと思った。あらゆる面からPRし、障害者自身からもそうした発信ができれば良いと思う。小さい時からの福祉の教育、小学校、中学校の生徒に障がいへの理解を進めていくことが重要と感じる。
委	員：社協のボランティア体験などで、車いすに乗ったり、車いすを押したりという形は見たことがあるが、知的障がいを取り上げた体験講座もお願いしたい。言葉が通じない体験などしてもら

	うのはどうか。
会 長	：当事者に接してもらうのが良いのではないか。
副 会 長	：目に見えない障がいの体験も必要だと思う。ただ参加者が集まりにくい。サロンを通じてより多くの方に参加して頂いて知ってもらうということもあると思う。
委 員	：実際に障害者に接して時間をともにするのが近道。当事者が地域に向け積極的に関わっていくこと、当事者の力で地域が変わると思う。行動障がいの人を攻撃してしまうような人がいたが、心の底には人と接したいという思いがあった。色々なところに行って人に接していくが、トラブルを起こしたこともあった。しかし次第に周りの人がその人のことを理解していき、地域の人に関わってくれるようになった。パニックになっても、商店の店主と話をし落ち着いて帰ってきたり、ガソリンスタンドに行って、コーヒーをもらって帰ってきたりする。 最初の周りの方のイメージは、大声をあげて怖い人だったが、次第に人懐っこい人というイメージに変わっていった。地域の一員として受け入れられた。支援者が関わらないと安心して社会に出ていけない部分もあるが、支援者が関わりすぎるとそこに地域との壁ができてしまう場合もある。
会 長	：色々話が出たが、障がいの理解の啓発について、あと3回の協議会で行っていくか。
委 員	：啓発というのは、しおりみたいなものをまとめることもできると思う。 障がいの特性をきめ細かく載せるのが良いのではないか。パンフレットのようなものが良いかもしれない。
会 長	：今年度の課題は、障がいに対する理解と災害対策について検討して行く方向で良いか。
委 員	：災害に対する心構えは、必要である。しかし、実際に災害に遭った時、訓練してきたことが実践できるかという点と難しいと思う。災害を体験した方の話を聞くと逃げるので精いっぱいと言っていた。昨年の東日本大震災の時も大変であったと思うので、実際に訓練をしてもそれが活かされないかもしれない。しかし、話し合いや訓練は大事だと思う。
委 員	：訓練はどんどんやっていく必要はあるが、役立つとは限らない。
委 員	：自分が評議委員をやった時に、うちの地域は高齢者が多いことがわかった。たまに少数の若い人がいるくらいで高齢の元気な人が

	高齢者を支援するのが現状。この場で災害の対策を練れるかというと思う。
委 員	員：資料2の各委員から出ている課題の中のハード面、ソフト面はどうするか。
委 員	員：この協議会で解決できる課題を行っていくのが良いのではないか。町からお金を出してもらわないとできないようなことをこの場で話し合っても、仕方がない。
会 長	長：皆さんの地域でも避難訓練は行っているか。
委 員	員：聴覚障害の県の団体の関係で安否訓練を2回行った。自分の地域ではやっていない。
会 長	長：あと3回の自立支援協議会で何をやるのか考えて欲しい。 車いすトイレに行っても、ベットがないと介助できない。大型スーパーはベットがついている。ベットがあるとオムツ交換できる。町の施設にベットを置くことも可能か。
委 員	員：町の施設から徐々にやっていってもらおうと広がっていく。まずは町の施設からベットを入れていくことが必要だと思う。
会 長	長：視覚障害者の単独での町施設がないというのはどういう意味か。
委 員	員：視覚障害者の為の誘導ブロックがどこにもつながっていないので、公共施設や役場に行くのもブロックがつかない。 駅、公園にもない。施設の前にはあるが途切れている。施設に行くまでのブロックがない。施設に行くための方法がない。 信号には音はない。タクシーで来てという事かなと思う。コミュニティバスはあるが、日曜日は走っていないので出かけられない。ボランティアさんがなかなかいない。行事だけでなく他のことの利用を頼むと断られる。制限が多く利用できない。
会 長	長：課題については障がいの理解、災害対策の検討に向けてお話を頂いた。色々な意見が出たので、どうするか次回につなげて頂きたい。
事 務 局	局：本日、沢山の意見を頂けた。今頂いたご意見ご要望について、すべて話し合うというのは残り3回という中では難しいが、先ほどの視覚障がいの方の困り感やベットの必要性等は、障がいの困り感、障がいの理解に通じてくると思う。次回そこを深めて、どういう理解を進めることによって、町で住みやすくなるかというような意見を交換していきたいと思う。 相互理解についても、具体的にどういう方法で理解を深めていけば良いか、例えば掲示物やパンフレットの作成なども案として出

	たが、そういったことにも取り組んでいくのかということも含めて、次回検討していければと思う。 そこからつながって、日頃の備えということになると思う。 地域の支えについて、障害者の理解ということを通して、どういうものが地域の中で必要か、もう一步深まったら良いと思う。ご意見頂きたい。 委員：賛成です。障がいに対する理解ということで、学校で福祉教育がどの程度行われているのか調査できないか。小中学校で何時間程度行われているか。どのようなことを教育されているのか。次回資料があったら提示して頂きたい。 事務局：町の教育委員会に照会しながら、どういう内容に取り組んでいるのか、学校ごとに違うのか等、皆さんにお話しできるように事務局で準備したいと思う。 会長：小学校6年生では視覚障害と聴覚障害、身体障害についての教育があったと聞いている。 (2) 地域支援の事例検討 地域生活が困難な事例についての事務局より説明。 5. その他 次回…平成24年11月14日（水）13:00～15:00 東分庁舎第3会議室 事務局：障害者の就労支援に関する広報を2つさせて頂きたい。 9月は障害者雇用支援月間ということで、雇用にご協力下さいとのことで、街頭キャンペーンを行った。 2つ目は障害者就労応援まつり（10月16日）を茅ヶ崎市のコミュニティーホールで開催予定。 6. 閉会の挨拶 次回からは障がいに対する理解に的を絞って検討して行きたいが、障がいに対する理解はそれだけではなく、すべての課題に関係してくると思うので、ご意見を頂ければと思う。
--	--

資 料	・ 次第 ・ 資料1：障害者虐待防止 寒川町のパンフレット ・ 資料2：地域の課題について分類一覧表 ・ 第1回寒川町地域自立支援協議会議事録 ・ 当日資料：寒川町地域自立支援協議会における地域の課題について
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	伊藤 久美子 長田 澄代 (平成24年11月2日確定)